

公益財団法人 愛知県サッカー協会 1種委員会社会人規約

第1章 総則

第1条 本委員会は(公財)愛知県サッカー協会1種委員会社会人と称す

第2条 本委員会は全国社会人サッカー連盟の統轄をうける

第3条 本委員会の事務所は(公財)愛知県サッカー協会事務所におく

第2章 目的

第4条 本委員会は加盟チーム相互の連絡協調をはかり(公財)愛知県社会人サッカーの総合的発展を期するとともに、相互の親睦を図ることを目的とする

第3章 事業

第5条 本委員会は前条の目的を図るために、次の事業を行う

1. 各種大会の主催及主管
1. サッカー競技における研究及び指導
1. 他地区との交流事業
1. その他本委員会の目的達成に必要な事業
1. その他本協会の目的達成に必要な事項

第4章 組織

第6条 この委員会は、日本サッカー協会規約に基づく第1種登録のチームであり、第4条の目的を達成するために必要な条件を備えたチームであり、地区、県社会人委員会に加盟したチームで組織する(大学委員会・専門学校・商専学校を除く)

第5章 役員

第7条 この委員会には次の役員をおく 委員長1名、副委員長2名、専門委員7名、運営委員7名、委員若干名、監事2名

第8条 専門委員・運営委員は各地区から選出する。委員長・副委員長は専門委員・運営委員から互選し、任期は2年とし再任はさまたげない

第9条 委員長は本委員会を代表し、会務を総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、これを補佐する

第10条 各委員は本委員会発展のため第4条第5条の目的及事業の運営等に指導的役割を負う

第6章 会議

第11条 総会は年1回開催し、委員長が招集し次の事項を審議する

1. 役員を選出
2. 事業報告及び決算
3. 事業計画及び予算
4. 規約の改廃
5. その他本委員会に必要な事項

第12条 専門委員会及び運営委員会は必要なつど委員長が招集、開催する

第7章 会計

第13条 本委員会の経費は次に掲げるものによる

1. 加盟金
2. 事業収入
3. 補助金
4. その他

第14条 本委員会の会計年度は4月1日から翌年3月末とする

第8章 雑則

第15条 本規約の履行に際し、詳細内規が必要な場合は別に細則を定める

第16条 本規約は2006年4月1日から実施する